

農用地等を取得した場合の課税の特例の考え方

農用地等を取得した場合の課税の特例における必要経費(損金)算入額

1か2のいずれか少ない金額以下の金額(いずれか少ない金額が取得した農業用固定資産の金額を超える場合は、取得した農業用固定資産の金額)

1. と の合計額

取得した年の前年(前事業年度等)から繰り越された準備金のうち取得した年(事業年度)において総収入金額(益金)に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額(以下「準備金取崩額等」という。)

取得した年(事業年度)の交付金等の受領額のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額であって準備金として積み立てられなかった金額として農林水産大臣の証明した金額(以下「積み立てられなかった金額」という。)

2. 取得した年(事業年度)における事業所得(所得)の金額

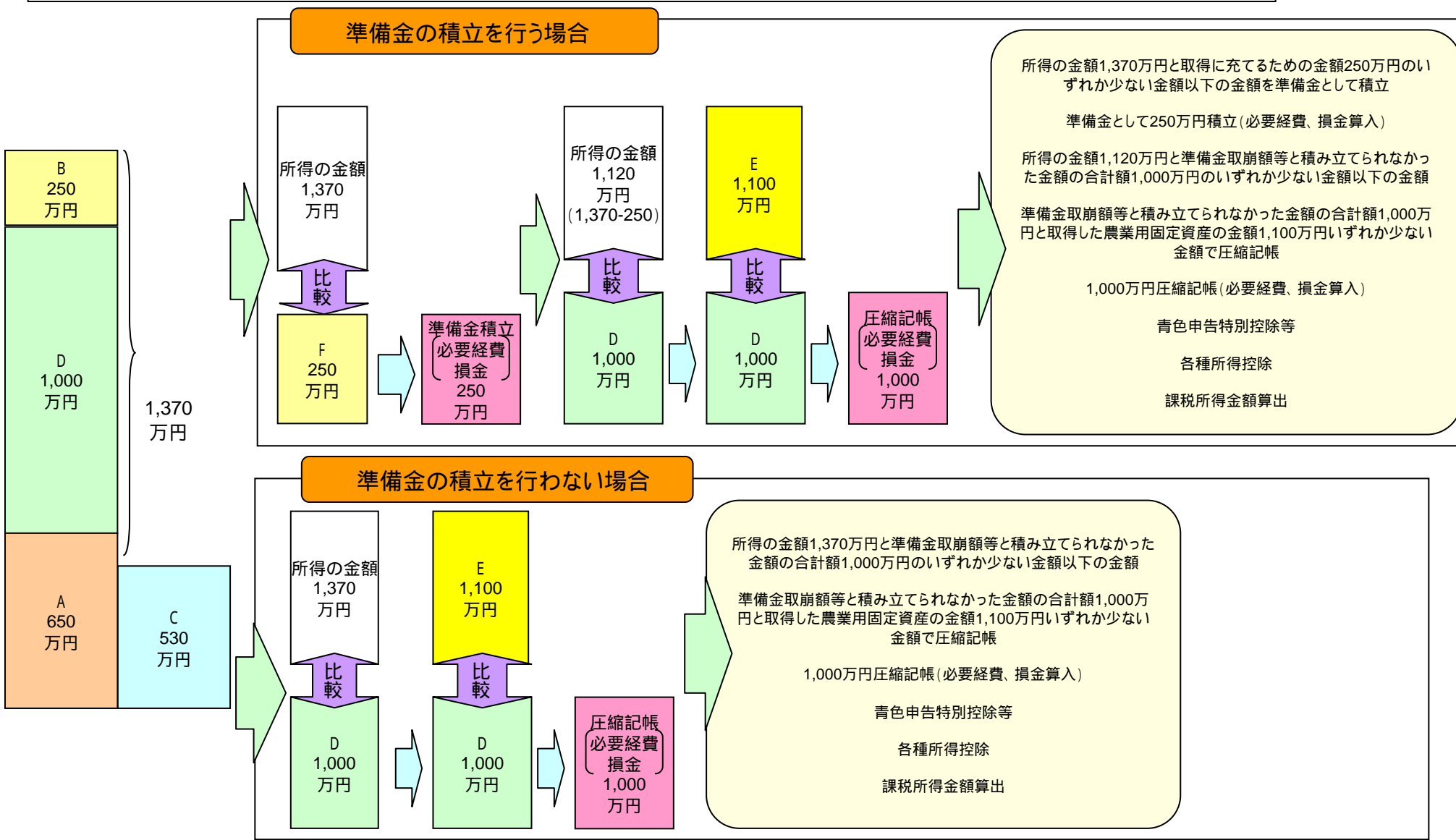
準備金取崩額等(上記1)と積み立てられなかった金額(上記1)の合計額と比較する事業所得(所得)の金額の計算方法

- ・個人・・・ 農用地等を取得した場合の課税の特例、青色申告特別控除の規定を適用しないで計算した場合の事業所得の金額(租税特別措置法施行令第16条の3第4項)
- ・法人・・・ 農用地等を取得した場合の課税の特例を適用せず、かつ、支出した寄付金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の所得の金額(租税特別措置法施行令第37条の3第3項)

- ・個人・・・ 農業収入(農産物販売収入、交付金等収入等) - 必要経費 - 農業経営基盤強化準備金により必要経費に算入した金額 = 事業所得の金額
- ・法人・・・ 益金(農産物販売収入、交付金等収入等) - 損金 - 寄付金 - 農業経営基盤強化準備金により損金に算入した金額 = 所得の金額

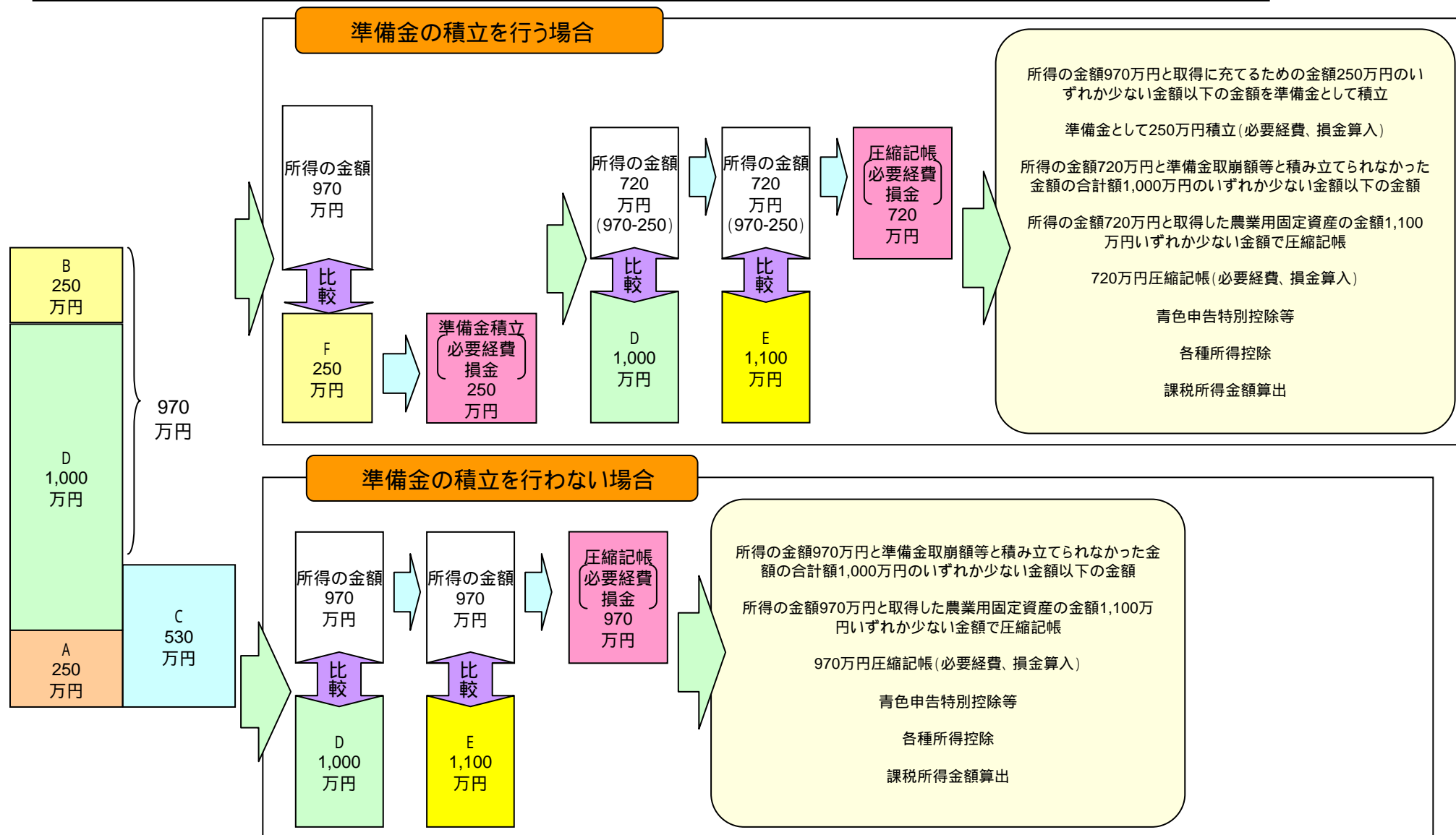
パターン1 (所得の金額が準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額より大きい場合)

- | | |
|-----------------|---|
| A 農産物販売額 650万円 | D 準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額 1,000万円 (積み立てられなかった金額は便宜上0円としている。) |
| B 交付金等収入額 250万円 | E 取得した農業用固定資産の金額 1,100万円 |
| C 農業経営費等 530万円 | F 取得に充てるための金額 250万円 |



パターン2 (所得の金額が準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額より小さい場合)

- | | |
|-----------------|---|
| A 農産物販売額 250万円 | D 準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額 1,000万円 (積み立てられなかった金額は便宜上0円としている。) |
| B 交付金等収入額 250万円 | E 取得した農業用固定資産の金額 1,100万円 |
| C 農業経営費等 530万円 | F 取得に充てるための金額 250万円 |



パターン3 (所得の金額、準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額より取得した農用地等の金額が小さい場合)

- | | |
|-----------------|---|
| A 農産物販売額 650万円 | D 準備金取崩額等と積み立てられなかった金額の合計額 1,000万円 (積み立てられなかった金額は便宜上0円としている。) |
| B 交付金等収入額 250万円 | E 取得した農業用固定資産の金額 900万円 |
| C 農業経営費等 530万円 | F 取得に充てるための金額 250万円 |

